

平成 24 年 3 月 21 日
東京都知事認可
(最近改正 令和 2 年 9 月 11 日)

一般財団法人自警会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人自警会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、警視庁職員等の厚生共済及び武道体育の振興、文化の向上並びに警視庁の活動を支援する事業を行い、もって東京都の治安維持に寄与するとともに、あわせて広く救急医療等の公益的な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 警視庁職員等の住宅の建設及び維持運営
- (2) 警視庁職員等の福利厚生に関する事業
- (3) 警察武道の振興及び各種文化体育活動の推進に関する事業
- (4) 機関誌「自警」その他の図書の発行に関する事業
- (5) 殉職警察職員及び警察官の職務に協力して死亡した者に対する顕彰
- (6) 警視庁職員等の弔慰並びに公務傷病者及び災害罹災者に対する支援に関する事業
- (7) 青少年の健全育成及び犯罪被害者の支援に関する事業
- (8) 広く救急医療等を行うための警察病院の設置運営及び看護師養成機関としての学校の設置運営に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要と認める事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第 3 章 財産及び会計

(基本財産)

第 5 条 基本財産は、第 4 条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するため

に善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第7条の2 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の承認を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を定め、これを執行することができる。

2 前項の規定により定めた暫定予算を執行した場合は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に、評議員15人以上20人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が貳百万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事、1人を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務

理事及び専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会に

において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第31条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度4か月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会の議長は、出席した理事の互選による。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が、他の理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 会長及び副会長

(会長及び副会長)

第43条 この法人に会長及び副会長を置くことができる。

2 理事会の決議によって、会長は警視總監の職にある者から、副会長は副總監の職にあるもの

から選任する。

3 会長及び副会長は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事長から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 会長の任期は、警視総監としての在任期間とし、副会長の任期は、副総監の在任期間とする。

5 会長及び副会長は、無報酬とする。

6 会長及び副会長には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、理事長が別に定める。

第11章 会 員

(会員)

第44条 この法人の会員は、その設立の目的及び事業に賛同する個人であつて、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 普通会員

警視庁職員（会計年度任用職員のうちアシスタント職を除く。）、東京都警察情報通信部職員及び理事会の決議により別に定める団体に所属する者

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、その事業の推進に協力しようとする者で、理事長の承認を受けた者

2 普通会員及び賛助会員は、理事会の決議により別に定める会費を納めるものとする。

3 前項に掲げるもののほか、会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 事務局

(設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長及び必要な職員を置く。

3 第4条第1項第8号の事業を統括する職として、病院局長を置く。

4 事務局長及び病院局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、次に掲げる者とする。
高橋 清孝
- 4 この法人の最初の専務理事は、次に掲げる者とする。
藤原 孝
- 5 この法人の最初の常務理事は、次に掲げる者とする。
中俣 秀見

附 則

この定款は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年10月1日から施行する。

一般財団法人自警会 評議員及び役員名簿

(令和5年6月22日現在)

評議員	今村	剛	理事長	金井	貴義
評議員	千代延	晃平	理事	若田	英
評議員	高口	雅人	理事	大寫	正洋
評議員	片倉	秀樹	理事	佐藤	昭一
評議員	重松	弘教	理事	武田	宗洋
評議員	青山	彩子	理事	寺岡	博之
評議員	上野	良夫	理事	蛭田	正則
評議員	大庭	徹	理事	高松	義典
評議員	岡本	安志	理事	鈴木	武英
評議員	寺田	守孝	理事	毛利	徹也
評議員	福山	隆夫	理事	北村	浩志
評議員	森園	浩	理事	宮澤	正憲
評議員	今村	崇志	理事	峰	ひろみ
評議員	永見	美砂子	理事	高橋	孝夫
評議員	八木沼	正巳	理事	深野	義幸
評議員	梅山	三男	理事	長谷川	俊二
評議員	長尾	敏成	理事	井上	明裕
			理事	佐藤	博明
			監事	青木	正治
			監事	山口	博

1 事務局

- (1) 会員に対する助成事業及び警視庁に対する支援事業を推進した。
- (2) 会員の健康増進に資するための医療費助成事業を推進した。
- (3) 会員のための充実した保険取扱事務を推進した。
- (4) 警察職員住宅の新築及び維持管理事業を推進した。
- (5) 警視庁創立150年記念行事に向けた支援策を推進した。

2 東京警察病院

- (1) 新しいニーズにも対応でき、地域から信頼される、安全・安心な質の高い医療の充実を図った。
- (2) 効率化・適正化を通じた経営の安定性・持続可能性の向上を図った。
- (3) 医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進と活気に満ちた働き甲斐のある職場環境づくりに努めた。
- (4) 地域住民の健康推進と職域医療の充実を図った。

3 東京警察病院看護専門学校

東京警察病院に貢献し得る臨床実践力と豊かな人間性を備えた優秀な看護師の育成に努めた。

令和 4 年度貸借対照表

(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金	5,118,920
預金	5,178,775,080
流動郵便振替預金	1,332,466,331
未払金	35,188
前払金	2,192,688,154
貸倒引当金	29,686,158
棚卸資産	△ 9,975,426
仮払金	176,014,575
立替金	1,091,138
	33,487
流動資産合計	8,905,933,605
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
土地	20,432,247,754
基本財産合計	20,432,247,754
(2) 特定資産	
建物	10,828,539,755
減価償却累計額	△ 4,156,869,724
建物付属設備	5,993,258,882
減価償却累計額	△ 5,908,905,332
什器備品	763,526,751
減価償却累計額	△ 642,424,975
育英基金	17,903,153,957
大規模災害対策基金	938,123,699
弔慰基金	1,030,969,124
住宅建設基金	539,298,411
新東京警察病院建設基金	2,569,160,000
東京五輪開催支援等積立基金	311,459,464
健康増進医療費助成基金	519,801,546
福利厚生各種助成事業	3,760,973,760
退職給付引当金	380,030,813
学生支援積立金	2,672,408,250
ソフトウェア	933,817
	6,271,920
特定資産合計	37,509,710,118
(3) その他固定資産	
建物	16,895,001,676
減価償却累計額	△ 7,139,358,418
建物付属設備	3,599,751,423
減価償却累計額	△ 1,888,465,533
構築物	1,538,415,877
減価償却累計額	△ 1,050,088,265
車両運搬具	1,740,320
減価償却累計額	△ 1,740,319
什器備品	5,859,484,395
減価償却累計額	△ 4,794,003,672
リース	1,028,265,385
土地	39,496,681
建設期	2,145,000
借入金	45,310
電話	11,427,500
運用	2,473,767
奨学金	7,142,411,750
奨学金貸付金	71,990,000
奨学金倒引当金	△ 1,000,000
ソフトウェア	302,907,628
その他固定資産合計	21,620,900,505
固定資産合計	79,562,858,377
資産合計	88,468,791,982

令和4年度貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：円)

科		目			金		額
II 負債の部							
1. 流動負債							
	未		払		金		708,115,305
	前		受		金		58,585,943
	買		掛		金		308,236,624
	預		り		金		61,534,298
	り	一	ス	債	務		306,240,096
	賞	与	引	当	金		350,966,745
流動負債合計							1,793,679,011
2. 固定負債							
	長	期	前	受	金		117,905
	退	職	付	引	金		2,672,408,250
	受	給	入	敷	務		7,120,000
	長	期	一	ス	債		722,074,228
固定負債合計							3,401,720,383
負債合計							5,195,399,394
III 正味財産の部							
1. 指定正味財産							
							6,228,111,396
2. 一般正味財産							
							77,045,281,192
正味財産合計							83,273,392,588
負債及び正味財産合計							88,468,791,982

令和5年度事業計画

【基本方針】

本会の設立目的を達成するため、会員の要望を汲み取り、各種事業を効率的に推進するため、令和5年度は次の点を重点に事業計画を策定した。

1 事務局

- (1) 会員に対する助成事業及び警視庁に対する支援活動を推進する。
- (2) 会員の健康増進に資するための医療費助成事業を推進する。
- (3) 会員のための充実した保険取扱事務を推進する。
- (4) 警察職員住宅の新築及び維持管理事業を推進する。
- (5) 警視庁創立150年記念行事に向けた各種支援事業を推進する。

2 東京警察病院

- (1) 新しいニーズにも対応でき、地域から信頼される、安全・安心で質の高い医療の充実を図る。
- (2) 効率化・適正化を通じた経営の安定性・持続可能性の向上を図る。
- (3) 医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進と活気に満ちた働き甲斐のある職場環境づくりに努める。
- (4) 地域住民の健康推進と職域医療の充実を図る。

3 東京警察病院看護専門学校

東京警察病院に貢献し得る臨床実践力と豊かな人間性を備えた優秀な看護師の育成に努める。

平成 30 年度貸借対照表

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金	4,948,740
預金	3,078,426,614
流動郵便物	1,541,621,318
未払金	131,292
前払金	2,074,480,133
貸倒引当金	31,650,182
棚卸資産	△ 1,687,990
仮払金	154,068,969
仮払金	811,660
仮払金	338,915
流動資産合計	6,884,789,833
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
土地	20,726,468,721
基本財産合計	20,726,468,721
(2) 特定資産	
建物	10,730,567,455
減価償却累計額	△ 3,043,417,637
建物付属設備	5,921,012,982
減価償却累計額	△ 5,245,634,326
什器備品	619,328,700
減価償却累計額	△ 603,922,328
育英基金	19,893,452,757
大規模災害対策基金	975,454,201
弔慰基金	1,029,718,961
住宅建設基金	382,089,787
新東京警察病院建設基金	3,909,954,000
健康増進医療費助成金	830,672,578
育英奨学貸付金	1,445,595,583
退職給付引当金	30,000,000
退職給付引当金	240,000
退職給付引当金	2,378,290,270
特定資産合計	39,253,402,983
(3) その他固定資産	
建物	15,097,382,828
減価償却累計額	△ 5,957,807,107
建物付属設備	2,351,366,157
減価償却累計額	△ 1,115,426,720
構築物	1,387,498,261
車両運搬具	△ 735,124,669
車両運搬具	1,423,360
什器備品	△ 1,141,119
什器備品	5,865,891,012
什器備品	△ 4,956,028,675
土地	1,003,899,116
建設期	39,496,681
借入金	326,464,940
電話用	7,152,632
奨学貸付金	11,427,500
ソフトウェア	2,473,767
ソフトウェア	8,879,437,000
ソフトウェア	77,747,000
ソフトウェア	219,542,127
その他固定資産合計	22,505,674,091
固定資産合計	82,485,545,795
資産合計	89,370,335,628

平成 30 年度貸借対照表

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

科	目	金	額	
II 負債の部				
1. 流動負債				
	未払	金	773,327,091	
	仮受	金	10,000	
	前受	金	62,619,084	
	買掛	金	268,552,833	
	預り	金	53,027,562	
	賞与	務金	231,152,988	
		債金	353,748,699	
流動負債合計			1,742,438,257	
2. 固定負債				
	長期	前受	金	135,045
	退職	給付	金	2,378,290,270
	受給	入付	金	7,120,000
	長期	引当	務	772,746,128
		ス債		772,746,128
固定負債合計			3,158,291,443	
負債合計			4,900,729,700	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産			2,260,873,506	
2. 一般正味財産			82,208,732,422	
正味財産合計			84,469,605,928	
負債及び正味財産合計			89,370,335,628	

令和元年度貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金	4,697,040
預金	3,078,576,889
流動郵便物	1,338,870,131
未払金	656
前払金	2,039,408,200
貸倒引当金	31,710,845
棚卸資産	△ 1,052,670
仮払金	199,425,806
立替金	2,152,270
流動資産合計	6,694,188,079
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
土地	20,726,468,721
基本財産合計	20,726,468,721
(2) 特定資産	
建物	10,821,594,355
減価償却累計額	△ 3,321,538,688
建物付属設備	5,976,935,982
減価償却累計額	△ 5,416,567,923
什器備品	636,006,213
減価償却累計額	△ 608,279,485
育英基金	18,282,276,057
大規模災害対策基金	977,627,296
弔慰基金	1,030,031,100
住宅建設基金	422,157,221
新東京警察病院建設基金	2,900,324,000
健康増進医療費助成基金	703,298,672
育英奨学貸付金	1,481,413,658
退職給付引当金	3,970,386,758
特定資産合計	40,380,252,316
(3) その他固定資産	
建物	16,892,470,480
減価償却累計額	△ 6,245,879,828
建物付属設備	3,526,875,389
減価償却累計額	△ 1,299,918,946
構築物	1,502,454,229
車両運搬具	△ 815,968,388
車両運搬具	1,634,320
減価償却累計額	△ 1,352,559
什器備品	5,982,390,329
減価償却累計額	△ 5,080,901,790
土地	886,038,923
建設期仮払勘定金	39,496,681
借入金	0
電話加入料	141,232
運賃	11,427,500
奨学貸付金	2,473,767
ソフトウエア	9,036,022,250
その他固定資産合計	77,522,000
固定資産合計	71,264,592
資産合計	85,692,911,218
流動資産合計	92,387,099,297

令和元年度貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：円)

科	目	金	額	
II 負債の部				
1. 流動負債				
	未払	金	799,271,177	
	仮受	金	142,000	
	前受	金	63,258,300	
	買掛	金	310,124,032	
	預り	金	54,501,673	
	賞与	債務金	268,913,376	
		金	378,378,421	
流動負債合計			1,874,588,979	
2. 固定負債				
	長期	前受	金	116,475
	退職	給付	金	2,524,587,100
	受給	入付	金	7,120,000
	長期	引当	債務	617,110,103
		ス債	務	617,110,103
固定負債合計			3,148,933,678	
負債合計			5,023,522,657	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産			6,330,977,904	
2. 一般正味財産			81,032,598,736	
正味財産合計			87,363,576,640	
負債及び正味財産合計			92,387,099,297	

令和 2 年度貸借対照表

(令和 3 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金	4,417,644
預金	3,303,211,919
普通預金	1,336,502,631
郵便振替	623
未払金	2,032,512,710
前払金	29,982,894
貸倒引当金	△ 2,341,343
棚卸資産	191,532,047
仮立金	0
流動資産合計	6,897,779,325
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
土地	20,726,468,721
基本財産合計	20,726,468,721
(2) 特定資産	
建物	10,828,539,755
減価償却累計額	△ 3,599,872,012
建物付属設備	5,993,258,882
減価償却累計額	△ 5,587,905,852
什器備品	723,474,106
減価償却累計額	△ 616,170,301
育英基金	970,126,942
大規模災害対策基金	1,030,344,289
住宅建設基金	463,293,228
新東京警察病院建設基金	2,996,616,000
健康増進医療費等積立基金	584,877,269
福利厚生各種助成事業	1,481,505,950
退職給付引当金	3,983,971,478
育英奨学貸付金	120,000,000
退職給付引当金	0
特定資産合計	39,395,615,791
(3) その他固定資産	
建物	16,892,470,480
減価償却累計額	△ 6,547,297,261
建物付属設備	3,534,993,156
減価償却累計額	△ 1,500,554,010
構築物	1,503,981,563
車両運搬具	△ 895,592,985
車両運搬具	1,740,320
減価償却累計額	△ 1,599,332
什器備品	5,675,391,189
減価償却累計額	△ 4,875,723,144
リース	1,171,812,570
土地	39,496,681
建設	735,900
長期借入金	14,248
電話	11,427,500
運賃	2,473,767
奨学貸付金	9,042,598,750
ソフトウエア	81,317,000
その他固定資産合計	45,713,482
固定資産合計	84,305,484,386
資産合計	91,203,263,711

令和2年度貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：円)

科		目		金		額	
II 負債の部							
1. 流動負債							
	未		払		金		642,552,818
	仮		受		金		0
	前		受		金		67,120,900
	買		掛		金		302,972,488
	預		り		金		63,467,875
	り	一	ス		務		354,880,828
	賞	与	引	債	金		315,349,012
				当			
流動負債合計							1,746,343,921
2. 固定負債							
	長	期	前	受	金		83,500
	退	職	給	引	金		2,525,946,420
	受	入	付	敷	務		7,120,000
	長	期	一	ス	債		816,920,159
				債			
固定負債合計							3,350,070,079
負債合計							5,096,414,000
III 正味財産の部							
1. 指定正味財産							
							6,456,608,768
2. 一般正味財産							
							79,650,240,943
正味財産合計							86,106,849,711
負債及び正味財産合計							91,203,263,711

令和 3 年度貸借対照表

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金	4,927,872
預金	4,350,113,995
預金	1,634,398,931
預金	409,810
未払金	2,142,327,178
未払金	1,359,820
貸倒引当金	△ 14,281,049
貸倒引当金	218,241,388
仮払金	0
仮払金	2,409
流動資産合計	8,337,500,354
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
土地	20,432,247,754
基本財産合計	20,432,247,754
(2) 特定資産	
建物	10,828,539,755
建物	△ 3,878,370,868
建物	5,993,258,882
什器	△ 5,750,568,263
什器	728,233,430
減価償却累計額	△ 636,332,486
減価償却累計額	17,733,752,457
育英基金	956,633,796
大規模災害対策基金	1,030,656,568
吊慰基金	500,792,035
住宅建設基金	3,086,884,000
新東京警察病院建設基金	447,067,041
健康増進医療費等積立基金	519,757,651
福利厚生各種助成事業	3,953,761,307
育英奨学金	250,009,940
退職給付引当金	0
退職給付引当金	2,586,512,720
特定資産合計	38,350,587,965
(3) その他固定資産	
建物	16,892,470,480
建物	△ 6,845,518,105
建物	3,556,978,451
構築物	△ 1,695,188,512
構築物	1,537,165,983
車両	△ 974,477,672
車両	1,740,320
什器	△ 1,704,985
什器	5,850,884,047
減価償却累計額	△ 4,698,086,988
減価償却累計額	1,317,332,401
土地	39,496,681
建設	0
長期借入金	119,330
電話	11,427,500
運賃	2,473,767
奨学金	7,539,853,250
奨学金	77,040,000
奨学金	△ 1,000,000
ソフトウエア	298,540,379
その他固定資産合計	22,909,546,327
固定資産合計	81,692,382,046
資産合計	90,029,882,400

令和3年度貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：円)

科		目		金	額
II 負債の部					
1. 流動負債					
	未		払	金	720,208,851
	仮		受	金	7,500
	前		受	金	64,788,761
	買		掛	金	350,979,105
	預		り	金	60,856,865
	り	一	ス	務	414,971,296
	賞	与	引	金	309,559,599
			債		
			当		
流動負債合計					1,921,371,977
2. 固定負債					
	長	期	前	受	金
	退	職	付	当	132,320
	受	給	引		2,586,512,720
	長	入	敷	金	7,120,000
	期	り	ス	務	902,353,383
			債		
固定負債合計					3,496,118,423
負債合計					5,417,490,400
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
					6,287,069,181
2. 一般正味財産					
					78,325,322,819
正味財産合計					84,612,392,000
負債及び正味財産合計					90,029,882,400